

介護扶助通信 第10号

令和4年2月22日
大分市福祉事務所
生活福祉課医療・介護担当班
TEL097 (537) 5621

平素より、生活保護制度に対するご理解、ご協力をいただきありがとうございます。
今回は、生活保護受給者の介護報酬の請求に関する内容ですので、ご確認ください。

月途中で新たに生活保護の受給者となった場合の介護報酬算定の取扱い



担当している利用者さんが月の途中で生活保護の受給が開始になったと聞きました。
介護報酬の請求にあたって、注意する点はありますか。

(第1号被保険者の場合)

月の途中で新たに生活保護の受給者となった場合には、

- (1) 介護報酬が「1日」または「1回」単位とされているサービスについては、保護開始日以降の利用日数、利用回数を介護扶助の対象とします
- (2) 介護報酬が月単位とされているサービス（介護予防通所リハ、介護予防ホームヘルプサービス、介護予防デイサービス）については、「1月につき」のサービスコードを記載せず、「1日につき」のサービスコードを記載し、保護開始日前後で区別をし、保護開始日以降分について、介護扶助の対象とします
(※ただし、日割り請求ができない加算等については、介護扶助の対象とします。)

月の途中で生活保護が廃止となった場合も、考え方は同様です。

詳しくは、「指定介護機関の手引き」の巻末に資料を掲載していますので、実際に請求を行う際にはご確認ください。



お知らせ

★☆☆☆生活保護法指定介護機関の手引きについて★☆☆☆

生活保護法により大分市から指定を受けた介護事業者が、生活保護受給者に対して介護サービスを提供するにあたり、基本的な手続きや留意事項についてまとめた「生活保護法指定介護の手引き」を作成しています。

日頃の業務の手引きとして、ご活用いただくことを想定し作成しておりますので、内容についてご確認ください。

また、この手引きについては、適宜内容を見直し、更新を行っております。最新の手引きにつきましては大分市公式ホームページに掲載をしていますので、ご確認ください。

大分市 介護機関 手引き

検索

で検索ください。

生活保護法の改正により、平成26年7月1日以降、新たに介護保険法の指定や開設許可を受けた介護保険事業者については、別段の申出がない限り、生活保護法の指定を受けたものとみなされます。

ただし、開設者と事業所の名称や所在地の変更、管理者および代表者職氏名の変更等については、介護保険法による「変更届出書」(長寿福祉課提出分)とは別に、生活保護法による「変更届」の提出が必要です。

「変更届」は、変更事由発生後10日以内に提出いただくようお願いしています。

特に、所在地が変更になった場合には、福祉事務所からの郵送物(介護券等)が届かない等のトラブルが発生します。

「変更届」の様式は、大分市公式ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードの上、ご利用ください。(インターネット環境がない場合には、連絡を頂ければ紙媒体でお渡しします。)

【指定介護機関の届出事項一覧】

届出を要する事由	指定申請書・誓約書	指定不要申出書	変更等届出書	辞退届書	処分届書	添付書類
平成26年6月30日までに介護保険法の指定又は開設許可があった介護機関が新たに生活保護法による指定を受ける場合	○					県または長寿福祉課より交付された指定書の写し
平成26年7月1日以降に介護保険法の指定又は開設許可を受けるが、生活保護法による指定を受けるとみなされることを希望しない場合(介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設を除く。)		○				
平成26年7月1日以降に介護保険法の指定又は開設許可があった介護機関のうち、指定不要申出書を提出していた介護機関が、改めて生活保護法による指定を受ける場合	○					長寿福祉課より交付された指定書の写し
平成26年6月30日までに指定を受けた介護機関で、開設者の変更があった場合 (A氏⇒B氏、個人⇒法人、A法人⇒B法人等)	○		○ 廃止			
指定を受ける際に申請していた事項が変更となった場合 (上記該当の開設者変更の場合は除く。)			○ 変更			長寿福祉課へ提出した変更届の写し
業務を廃止したとき			○			
指定サービスの一部を廃止したとき			○ 廃止			
業務を一時的に休止したとき			○ 休止			
休止した業務を再開したとき			○ 再開			
介護機関として業務は継続中であるが、生活保護法による指定のみ辞退するとき				○		※30日以上予告期間を設けること
介護保険法による処分(指定の取り消し等)を受けたとき					○	

※ 介護保険法による指定とは異なり、更新手続きは不要です。